

だい き ひがしおおさかしがいくせきじゅうみんし さく こんわかいていげんしょ
第5期東大阪市外国籍住民施策懇話会提言書

ねん へいせい ねん がつ
2016年（平成28年）8月

だい き ひがしおおさかしがいくせきじゅうみんし さく こんわかい
第5期東大阪市外国籍住民施策懇話会

もくじ

1. はじめに	1 p
2. <small>しゃかいじょうきょう へんか ひがしおおさかし かだい</small> 社会状況の変化と東大阪市の課題	2 p
3. <small>がいこくじんじゅうみん げんじょう けいこう</small> 外国人住民の現状と傾向	3 p
4. <small>し がいこくじんじゅうみんしさく と く</small> 市の外国人住民施策の取り組み	7 p
5. <small>しみんかつどう と く</small> 市民活動の取り組み	9 p
6. <small>たぶん かきょうせい こくさいこうりゅう すいしん かだい</small> 多文化共生、国際交流の推進における課題	10 p
7. <small>かしょう こくさいこうりゅう ひつようせい</small> (仮称) 国際交流センターの必要性	12 p
8. <small>かしょう こくさいこうりゅう もくてき</small> (仮称) 国際交流センターの目的	14 p
9. <small>かしょう こくさいこうりゅう もと きのう</small> (仮称) 国際交流センターに求められる機能	16 p
10. <small>かしょう こくさいこうりゅう ひつよう せつび</small> (仮称) 国際交流センターに必要な設備	19 p
11. <small>かしょう こくさいこうりゅう もと じぎょう</small> (仮称) 国際交流センターに求められる事業	23 p
12. <small>かしょう こくさいこうりゅう うんえい</small> (仮称) 国際交流センターの運営について	25 p
13. おわりに	27 p
<small>しりょう</small> <資料>	
<small>だい き ひがしおおさかしがいこくせきじゅうみんしさく こんわかいいいん めいぼ</small> 第5期東大阪市外国籍住民施策懇話会委員名簿	28 p

1. はじめに

ひがしおおさしがいこくせきじゅうみんしきくこんわかい い か こんわかい ひがしおおさかし
「東大阪市外国籍住民施策懇話会」（以下「懇話会」という。）は、「東大阪市
がいこくせきじゅうみんしきくきほんししん ひがしおおさかしこくさいかすいしんたいこう もと ちいきしゃかい
外国籍住民施策基本指針」および「東大阪市国際化推進大綱」に基づき、地域社会
こうせいいん がいこくせきじゅうみん いち しせい さんか すいしん はか
の構成員として外国籍住民を位置づけ、市政への参加の推進を図るとともに、
たよう みんぞく ぶんか そんちよう たぶんかきょうせいしゃかい しよもんだい しさく
多様な民族と文化を尊重する多文化共生社会をめざすための諸問題や施策の
かたどう はばひろ いけん もと せっち
あり方等について幅広く意見を求めるため設置されたものである。

こんわかい だい き こんわかい ねん へいせい ねん がつ かいさい いこう きやく
懇話会は、第1期懇話会が2004年（平成16年）1月に開催されて以降、4期約
ねんかん ぎろん おこな いけん ていげん
9年間にわたって議論を行い、さまざまな意見を提言してきた。

だい き いいん ねん へいせい ねん がつ にち ひがしおおさかしちょう いしよく う
第5期の委員は、2014年（平成26年）8月29日に東大阪市長より委嘱を受け、
がいこくせきじゅうみん にほんじんじゅうみん ふく じゅうみん こくさいか
外国籍住民だけでなく日本人住民も含めた、すべての住民にとって国際化や
たぶんかきょうせい すいしん やくだ しせつ かしょう こくさいこうりゅう い か
多文化共生の推進に役立つ施設としての「(仮称)国際交流センター」(以下「セ
ンター」という。)についてテーマをしばり、センターの目的や機能、設備、事業、
うんえいほうほう ぎろん ふか ていげんしょ ていしゅつ
運営方法について議論を深め、このほど、提言書として提出するものである。

2. 社会状況の変化と東大阪市の課題

いま、日本社会は大きな転換期を迎え、さまざまな課題に直面しており、そのひとつが人口減少である。人口減少は、まちのにぎわい、地域コミュニティの維持が困難になるなどの影響が懸念され、とりわけ、生産年齢人口の減少は、自治体機能の低下や経済面に大きな影響を与える。

東大阪市のものづくりのまちという特色を持つが、2012年の経済センサス活動調査によると、市内の事業所数は全国5位、従業員数が20人未満の小さな町工場が全体の9割を占める。生産年齢人口、なかでも労働力人口の減少が進むと、ものづくりの担い手不足が顕著となり、事業所自体の存続はもとより、東大阪市の経済活動にも大きく影響し、税収の減少による行政サービスの低下にもつながりかねない。

すでに、さまざまなかたちで海外からの労働者を受け入れている事業所も存在するが、今後一層、人口減少が進む東大阪市にとって、経済活動の活性化、並びに「モノづくりのまち 東大阪」の今後の発展のためにも、外国人材の受け入れと活用は緊急の課題となることはいうまでもない。

そのためには、東大阪市が日本人にとっても外国人にとっても、住みやすく働きやすいまちとなるように、市民意識の啓発や、住民のエンパワメントを促進する拠点の創設、推進体制を整備していくことがきわめて重要である。

3. 外国人住民の現状と傾向

東大阪市における外国人住民は、1万6726人¹で、市推計人口50万1111人²の3.3%を占め、国籍別では約60カ国にのぼる。
*国レベルでは、在留外国人223万2189人³で、総人口1億2704万3000人⁴の1.76%。

東大阪市の過去30年間の人口推移と外国人登録人口⁵は、ともに減少傾向にある(図1)。

2015年(平成27年)現在の国籍別内訳は、「韓国・朝鮮」が全体の約7割を占めて最も多く、次いで「中国」「ベトナム」「フィリピン」「ブラジル」と続く。

また、1990年代までは「韓国・朝鮮」籍が大半を占めていたが(1990年、95.8%)、高齢者の減少、日本人との国際結婚や帰化(日本国籍取得)などさまざまな理由で減少し、2010年(平成22年)には約75%になっている(図2、3)。

在留資格別では、戦前に来日した旧植民地出身者とその子孫の在留資格である「特別永住者」が最も多く60.3%を占める。次いで、「永住者」が17.5%、「技能実習」が4.4%、「留学」が4.3%、「定住者」が4%、「日本人の配偶者等」が3.2%と続く(図4)。

*全国的には、2008年(平成20年)に国籍では「中国」が「韓国・朝鮮」を抜いて最も多くなり、在留資格では1980年代以降に来日した人に多い「永住者」が「特別永住者」を上回った。

東大阪市でも近年は国籍および在留資格が多様化する傾向にあるとはいうものの、依然として、「韓国・朝鮮」籍の「特別永住者」が多いという現状は変わりはない。

さらに、東大阪市においては、中国からの帰国者(残留孤児・婦人)とその家族のように、日本国籍は保持しているが中国にルーツを持つ人や植民地

しはい せんそう ないせん ほんろう ひと くに ほしょう じゅうぶん う
支配、戦争、内戦などに翻弄されてきた人たち、国の保障を十分に受けられな
ひと わす こくせき あらわ
い人たちがいることを忘れてはならない。このように、国籍だけでは表すこと
たよう はいけい も ひと す ぜんてい かんが
ができない多様な背景を持つ人たちが住んでいることを前提に考えていかな
ていげんしょ がいこくせき も ひと がいこく
ければならないことから、この提言書では外国籍を持つ人だけではなく、外国に
も ひと そうしょう がいこくじんじゅうみん よ
ルーツを持つ人を総称して「外国人住民」と呼ぶこととする。

ねん へいせい ねん がつ にちげんざい じゅうみんきほんだいちょう とうろく がいこくじん
1 2015年（平成27年）12月31日現在で住民基本台帳に登録のある外国人
しりょう しみんせいかつぶしみんしつしみんか
資料：市民生活部市民室市民課

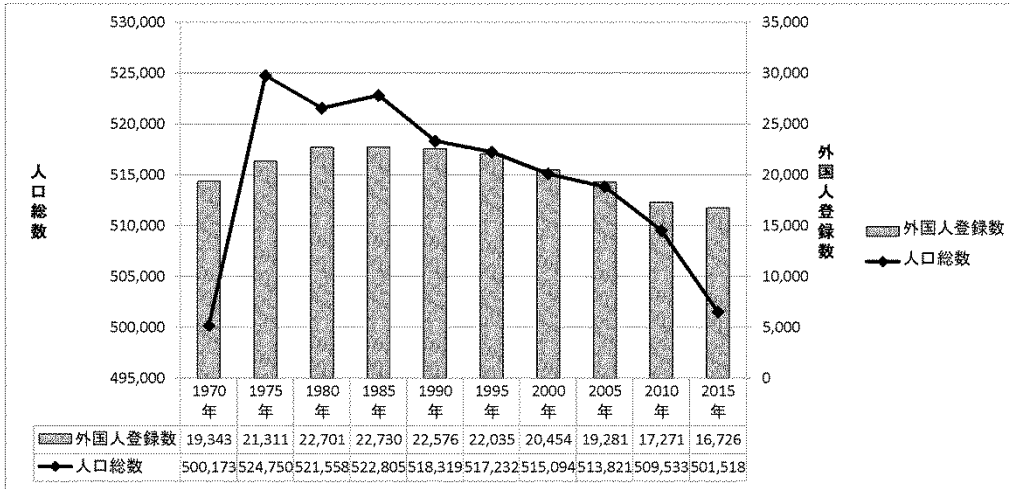
ねん へいせい ねん がつ にちげんざい すいけいじんこうそうすう
2 2016年（平成28年）1月1日現在の推計人口総数
しりょう ぎょうせいかんりぶとうけいか
資料：行政管理部統計課

ねん へいせい ねん がつ にちげんざい ざいりゅうがいこくじん
3 2015年（平成27年）12月31日現在の在留外国人
しゅってん ざいりゅうがいこくじんとくけい ほうむしょうにゅうこくかんりきょく
出典：「在留外国人統計」（法務省入国管理局）

ねん へいせい ねん がつ にちげんざい すいけいじんこうそうすう
4 2016年（平成28年）1月1日現在の推計人口総数
しゅってん じんこうとうけい そうむしょうとうけいきょく
出典：「人口統計」（総務省統計局）

じゅうみんきほんだいちょうほう かいせい ねん へいせい ねん がつ にちしこう いこう じゅうみんきほんだいちょう
5 住民基本台帳法の改正{2012年（平成24年）7月9日施行}以降は住民基本台帳
とうろく がいこくじんじゅうみんじんこう
に登録のある外国人住民人口をさす

ず ひがしおおさかし じんこう じんこうそうさう がいこくじんとうろくすう ねん
図1 東大阪市における人口（人口総数・外国人登録数 1970～2015年）

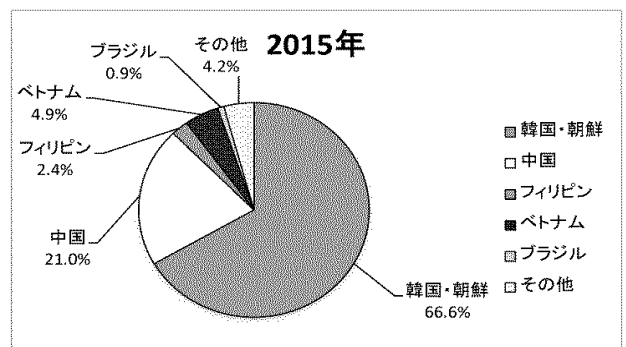
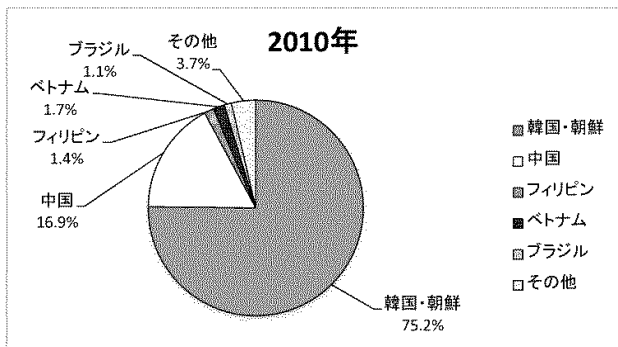
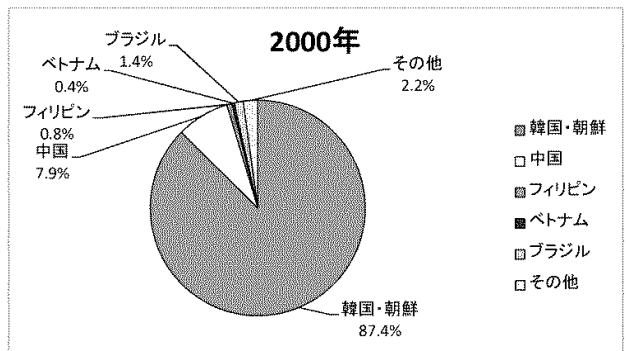
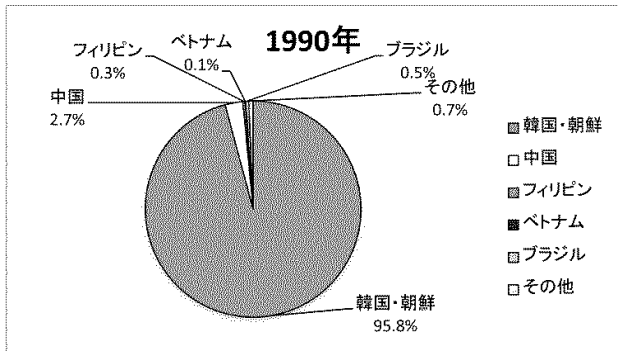
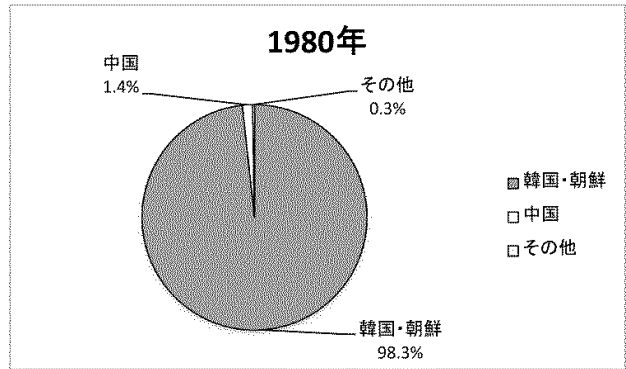
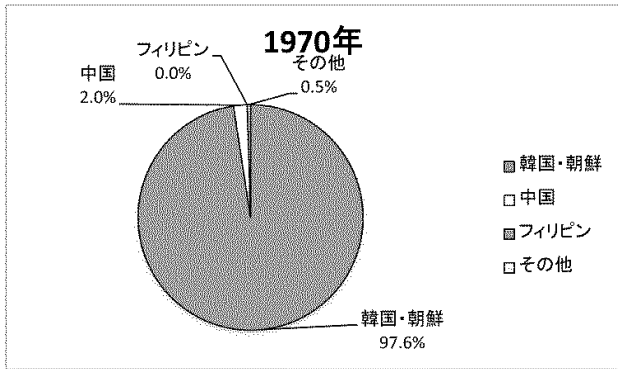


(注1) 人口総数においては各年10月1日、外国人登録人口においては各年12月31日現在の数値である。

(注2) 住民基本台帳法の改正(2012年7月9日施行)により2015年においては住民基本台帳に登録のある外国人住民数である。

※出典：「東大阪市統計書」・市民生活部市民室市民課資料

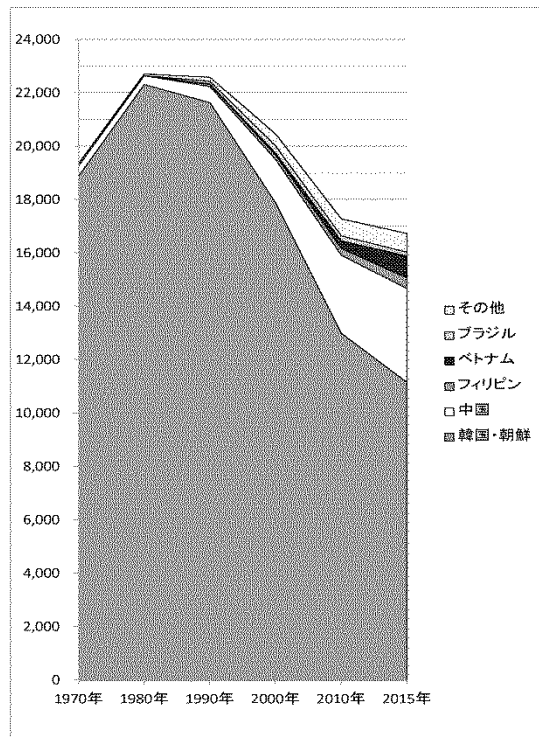
ず ひがしおおさかし こくせきべつがいがいこくじんとうろく わりあい えん ひかく ねん
図2 東大阪市における国籍別外国人登録の割合（円グラフで比較 1970～2015年）



※ 市民生活部市民室市民課資料

(注1) 数値は各年12月31日現在 (注2) 図1 (注2) に同じ

ず ひがしおおさかし こくせきべつがいこくじんとろうくじんこうすいい めん ねん
図3 東大阪市における国籍別外国人登録人口推移（面グラフ 1970～2015年）



（注1）1970年においては、ベトナム・ブラジル、1980年においては、フィリピン・ベトナム・ブラジルは、その他に含まれる（内訳不明）

（注2）数値は各年12月31日現在

（注3）図1（注2）に同じ

国籍別外国人登録人口推移

（単位：人） ※空欄部は不詳

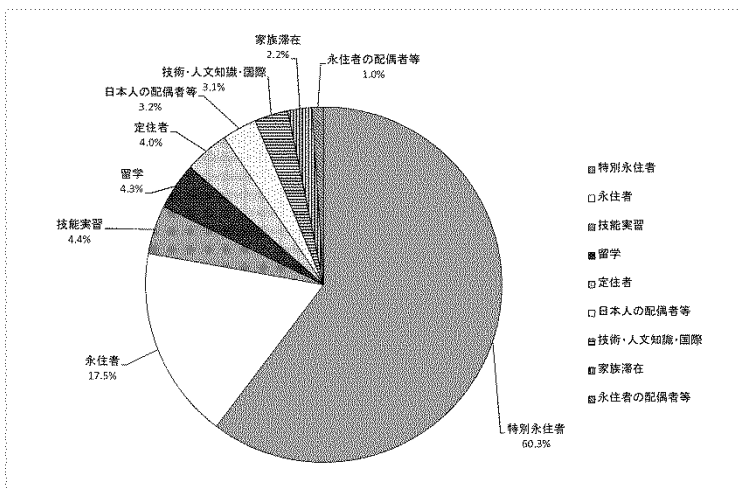
年	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	ベトナム	ブラジル	その他	合計
1970	18,871	381				91	19,343
1980	22,308	329				64	22,701
1990	21,630	601	75	19	103	148	22,576
2000	17,872	1,625	159	72	279	447	20,454
2010	12,985	2,924	250	292	188	632	17,271
2015	11,147	3,513	400	815	147	704	16,726

※ 市民生活部市民室市民課資料

（注1）数値は各年12月31日現在

（注2）図1（注2）に同じ

ず ひがしおおさかし ざいりゅうしかくべつがいこくじん わりあい ねん がつ にちげんざい
図4 東大阪市における在留資格別外国人の割合（2015年12月31日現在）



※ 市民生活部市民室市民課資料

4. 市の外国人住民施策の取り組み

東大阪市では、人権尊重を施策の重要な柱と位置づけ、全国的にもいち早く、1982年（昭和57年）に「東大阪市在日外国人（主として韓国・朝鮮人）の人権に対する基本指針」を、1992年（平成4年）には「東大阪市国際化対策大綱」を策定した。

指針策定から20年が経過した2003年（平成15年）には、国内・国際社会の状況の変化をふまえ、在住外国人をめぐる今日的な問題も考慮した方針が必要であるとの認識から、「東大阪市外国籍住民施策基本指針～ともに暮らせるまちづくりをめざして」を策定した。これは、外国人も地域社会を構成する住民であるという認識にたち、外国籍住民施策を総合的、計画的に推進する画期的なものであった。

そして、この指針に基づき、外国人住民の市政への参加促進をはかるために、2004年（平成16年）に「懇話会」を設置。委員たちは、多様な民族と文化が共に生きるまちづくりへ向けた施策が推進されているかを検証し、意見を述べてきた。

2008年（平成20年）には先の大綱を見直し、グローバル化に対応した「東大阪市国際化推進大綱」を策定。外国人住民の社会参加の推進とともに、アジアをはじめとする世界の人々と連携し、平和の構築と人権尊重につとめ、国際的な視野を持つ人材の育成、「モノづくりのまち 東大阪」の特色を生かした国際協力・交流を促進することを基本理念に掲げた。

東大阪市が全国に先駆けて基本指針を策定することができたのは、長年、在日韓国・朝鮮人の人権保障等に取り組んできた人々がいたからこそであり、その働きが行政の政策に結び付いたことも特記しておく。

また、外国人住民への情報提供・相談に対応するために、2004年（平成16年）に「東大阪市国際情報プラザ」が市役所文化国際課内に開設された。専門に雇用されたスタッフが常駐し、英語、韓国・朝鮮語、中国語で、行政情報の翻訳・提供、通訳などを行っている。

教育面では、在日韓国・朝鮮人の子どもたちが民族文化を学ぶ場として、市内小中学校28校に母国語学級を設置するほか、「朝鮮文化に親しむ東大阪子どもの集い」を開催している。さらに、中国をはじめ外国にルーツを持つ子どもたちに対しても、東大阪市在日外国人教育研究協議会と連携して、進路を考える集いや民族文化を学ぶ場を開催・提供している。

5. 市民活動の取り組み

東大阪市における市民活動においては、国際理解の推進や外国人住民支援の面で長い取り組みの蓄積があり、多様な活動が展開されている。

在日韓国・朝鮮人の高齢者のための識字教室やコミュニティづくり、外国人のための日本語教室や読み書き教室、中国にルーツを持つ子どもたちの場づくり、留学生との交流、姉妹都市交流など市民レベルの活動が活発に行われている。

高齢化した在日韓国・朝鮮人や外国にルーツを持つ子どもたちが、気軽に集い、つながりを深める場づくりの活動、戦争や貧困などの理由で学ぶ機会がなかった人たちのことばの学びを支える活動、生活を支える活動は、人々のエンパワメント、人権保障の観点からも重要な取り組みとなっている。

特に、「東大阪国際交流フェスティバル」は1995年（平成7年）に、足元からの国際化を推進しようと始まったもので、在日韓国・朝鮮人の団体や中国人の団体のほか、教員、市民といった多様な人々で構成される実行委員会が主催。以降、毎年開催し、2015年（平成27年）には20周年を迎えた。現在では10カ国以上の人々が音楽や踊り、食など多様な文化を紹介し、約7,000人が参加する東大阪で最大の国際交流イベントとなっている。当初は在日韓国・朝鮮人々が中心になって始めたものだが、行政も開催に協力し、各種団体が垣根を超えて連携する取り組みとして全国的にも注目されるものである。市民にとっては、東大阪市に多様な人々が暮らしていることを実感し、交流する機会に、外国にルーツを持つ人々にとっては、固有の文化に誇りを持ち、自らの民族性を確認する機会となっている。

6. 多文化共生、国際交流の推進における課題

4. 5で述べたように、東大阪市では行政や市民団体等においてさまざまな取り組みが行われているが、多文化共生、国際交流の推進という観点からは、いくつかの課題がある。

ひとつには、さまざまな活動をつなぐ「場」がないことである。多様な活動が展開されているにもかかわらず、それらが相互に連携できていなかったり、団体や人材のネットワークが形成されていないことにより、市民の多様な参画意思や社会資源が十分に生かされていない。行政の取り組みと市民活動との連携・協働も充分ではない。

市民や外国人が活動に参加したい、支援を求めたい場合、あるいは、海外にビジネスチャンスを広げたい場合に、どこに行けば情報が得られ、対応してもらえるのかわからない。行政においても組織の縦割りにより、一貫した政策となっていない。

2004年(平成16年)市役所内に「東大阪市国際情報プラザ」が開設されたが、開設時間は平日の10時から17時30分までで土日・祝日は休みと、勤労者や学生にとっては利用しにくいのが現状である。

また、主な業務が行政通訳・翻訳業務で自ら外に出て市民活動団体や関連機関と情報交換したり、内外にネットワークを築けているとはいえない。

さらに、中核となって国際交流を推進する組織、市民活動団体の支援を行う中間支援組織が存在しないこと、観光やものづくりの情報の海外への発信力、国際的なコンベンション機能がないことも課題といえよう。

「場」「連携・協働」「ネットワーク」「サポート」において課題があるのが現状である。

ちゆう たぶん かきょうせい
(※注)「多文化共生」について

ねん へいせい ねん いこう がいこくじんじゅうみん ぞうか きょういく しゅうろう いりょう せいかつしゃ
1990年(平成2年)以降、外国人住民が増加し、教育や就労、医療など生活者
かだい けんざいか そうむしょう ねん へいせい ねん ちいき
としての課題が顕在化するようになり、総務省は2006年(平成18年)に「地域
たぶんかきょうせい い か さくてい ぜんこく じちたい
における多文化共生プラン」(以下「プラン」という。)を策定し、全国の自治体
つうたつ じちたい とく しさく かき しめ
に通達した。プランは自治体が行うべき施策として、下記のことを示した。

しえん
①コミュニケーション支援

ちいき じょうほう たげんごか にほんご にほんしゃかい かん がくしゅう
地域における情報の多言語化、日本語および日本社会に関する学習
しえん
支援

せいかつしえん
②生活支援

きょじゅう きょういく ろうどうかんきょう いりょう ほけん ふくし ぼうさい
居住、教育、労働環境、医療・保健・福祉、防災

たぶん かきょうせい ちいき
③多文化共生の地域づくり

ちいきしゃかい たい いしきけいはつ がいこくじんじゅうみん じりつ しゃかいさんかく
地域社会に対する意識啓発、外国人住民の自立と社会参画

たぶん かきょうせい すいしんたいせい せいび
④多文化共生の推進体制の整備

じちたい たいせいせいび ちいき かくしゅたい やくわりぶんたん れんけい きょうどう
自治体の体制整備、地域における各主体の役割分担と連携・協働
とどうふけん し くちょうそん やくわり めいかくか
都道府県・市区町村の役割の明確化

7. (仮称) 国際交流センターの必要性

センターの開設については、懇話会の第1期から第4期において、毎回提言されてきた。

2010年(平成22年)に策定された市政の基本的な計画である「東大阪市第2次総合計画後期基本計画」においても、「市民が気軽に集まり、地域の多文化交流事業などに参加することができる拠点施設の整備に取り組んでいきます」とあるように、今期(第5期)の懇話会は、センターにテーマを絞って検討するよう市長から委嘱を受けたということは、市として開設に前向きに取り組もうとする姿勢を感じる。

グローバル化は、市場経済の拡大、情報通信ネットワークの進展、労働者の国際移動の拡大などをもたらし、その影響は地方にも直接及び、産業の地域間競争の激化、環境保全に関する問題、増加する外国人の生活や人権に関する問題が浮かび上がっている。

日本政府は、少子化、生産年齢人口の減少に伴う製造業や建設業、介護・看護分野での人材不足を補うために海外人材を実質的に受け入れ、さらに積極的に受け入れようとしている。インバウンドにおいても、2020年に訪日外国人旅行者数4000万人を目標としている。

こうした影響は東大阪においても顕著になると思われる。町工場では技能実習生を多く受け入れているが、制度上の問題から技能修得や人権の観点において課題がある。海外からの研修者たちにとって東大阪での技能修得が母国で生かされるものとなるとともに、彼らとの交流が多文化共生の推進や地域経済の国際化につながるものにしていかなければならない。

また、2019年(平成31年)に日本での開催が予定されているラグビーワールド

ドカップにおいては、会場が東大阪市花園ラグビー場に決定したこともあり、聖地・花園に国内外から多くの訪問者があると見込まれるが、これを機に持続的な国際交流の取り組みへと展開していく必要がある。

国際的に人を引き付ける魅力を高める出発点は、現在日本に居住している外国人や外国にルーツを持つ人々（民族的マイノリティ）が生活し、就労し、学習する場における尊重にある。

ヨーロッパでは、経済成長期に外国人労働者を受け入れてきたが、経済成長が頭打ちになると、非ヨーロッパ系住民に対する差別が深刻になった。政策において、国内の異文化接触に対する配慮が欠けていたからだといわれているが、こうした問題に対処するためには、文化交流を促進するとともに、社会的統合（ソーシャル・インクルージョン）に取り組むことが重要なのである。

国際社会との関係が欠かせない国際的な相互依存関係が深まっている今こそ、「モノづくりのまち 東大阪」の有する智慧や技術の付加価値を一層高め、国際社会で力を発揮し、国際社会の課題解決、持続的な発展のために生かすことが求められる。

活力や革新、創造、成長を源泉とする多様性とバイタリティーのあるまちを構築することが今、求められており、そのためには、市民参加を促進し、多セクターの協働を推進する拠点となるセンターの存在が欠かせない。今こそ、緊急に整備する必要がある。

8. (仮称) 国際交流センターの目的

東大阪市の国際化の方向性を示す「東大阪国際化推進大綱」では、「アジアをはじめとする世界の人々と連携し、平和の構築と人権尊重に努める」「モノづくりのまち 東大阪の特色を発揮して、国際協力と協調を推進する」「多文化共生のまちづくりを推進する」の3つを基本理念としており、センターの役割はこれらを実現することにある。

そこで、センターの目的は

- (1) 市民参画を通じた多様性のあるまちづくりの推進
- (2) 市民が主体となる国際交流と相互理解の促進
- (3) ものづくりを生かした国際社会への貢献

とする。

「多様性のあるまちづくり」とは、外国人だけでなく、女性や高齢者、障がい者など多様な人々が活躍する社会をめざすものである。外国人住民も地域社会の構成員と位置づけ、支援される対象にとどまることなく、地域社会を支える主体となるとともに、住民が互いに支えあう関係性が築けるようにする。

こうしたまちをつくるためには、市民自身の意識を変えていかなければならない。異なる文化や価値観を持つ人々との出会いや交流の機会を多様な場面づくりにより、ちがいを知り、理解し、尊重するような市民意識の醸成に努める。また、市民自らが発想し、主体となって行動していくようにするものである。

東大阪は古くからアジアとの交流の歴史がある。豊かな文化資源がある。町工場は貴重な技術を多く有している。こうした地域の社会資源に目を向け、

ちいきしゃかい かつせいか はか けいざいかくさ すず こくさいしゃかい じんざいいくせい ひんこん
地域社会の活性化を図るとともに、経済格差が進む国際社会の人材育成や貧困
ぼくめつ ちいき きょうりょく
撲滅に地域から協力していくこととする。

こくさいこうりゅう ぶんか きょういく けいざい はばひろ りょういき も がいねん
国際交流は、文化、スポーツ、教育、経済など幅広い領域を持つ概念であ
せかい そうごいぞんかんけい きょうりょくかんけい にんしき す
る。世界が相互依存関係、協力関係にあることを認識し、みんなが住みやす
ちいきしゃかい ちきゅうしゃかい ひがしおおさかし とくせい どくじせい い
い地域社会、地球社会をつくるために、東大阪市の特性、独自性を生かしなが
しみんかくそう かつぼつ こうりゅう てんかい せかい ちいき ひとびと しんらいかんけい きず
ら、市民各層で活発な交流を展開し、世界の地域・人々と信頼関係を築いてい
こうとするものである。

9. (仮称) 国際交流センターに求められる機能

先に述べたセンターの目的を達成するために求められる機能は次のようなものである。センターとして不可欠な機能とともに、東大阪市ならではのアイデンティティに基づく機能が重要であるとした。

(1) 拠点(場)機能

- ① さまざまな人々が気軽に集い、多様な人々と出会い、語らい、つながれる場
- ② 人や団体、情報に出会い、気づき、活動を始めるきっかけになる場
- ③ 市民の活動を支援・育成する場
- ④ さまざまなことを体験し、自己開発になる場
- ⑤ 国際交流、市民活動のネットワークの拠点
- ⑥ 多様性のあるまちづくりの拠点

(2) 学習機能

- ① 多様な文化理解
- ② 日本語学習、外国語学習
- ③ 国際問題や地域課題の学習
- ④ 子どもたちの国際理解教育
- ⑤ 企業の国際化に資する学習機会の創出や起業支援

(3) 情報機能

- ① 国際交流や国際協力に関する動き、団体情報、人材情報等の収集と提供
- ② 行政情報、あるいは行政に寄せられる情報の提供と、公共サービスを利用しやすい工夫

- ③市民活動の動きや団体情報の収集と提供
- ④東大阪市の歴史や文化、産業など魅力ある情報の提供
- ⑤情報の多言語化と国内外への受発信
- ⑥データの蓄積と分析
- ⑦価値ある質の高い情報の提供
- ⑧ICT時代に対応した情報提供

(4) 相談機能

- ①多言語での相談対応
- ②行政で受けることの難しい相談など、さまざまな相談に対応することのできるワンストップサービス
- ③問題解決に向けた対応と支援
- ④市民活動のアドバイス、マネジメント支援

(5) コーディネート機能

- ①市民団体の連携を促進する。同じような取り組み同士、あるいは福祉、環境、教育、人権など多(他)分野の活動の連携
- ②市民団体と行政、教育機関、企業・経済団体等の連携の促進
- ③海外の団体・機関との連携の促進
- ④地域団体や既存の団体・機関との連携の促進
- ⑤外国人コミュニティとの連携

(6) 国際コンベンション機能

- ①経済の活性化や国際社会の課題解決のための国際会議の開催
- ②大学と連携した会議の開催
- ③企業・経済団体と連携した催しの開催

ていげんきのう
(7) 提言機能

- ①市民と行政や企業のパイプ役となり、市民の声を届け、政策に生かす
しみん ぎょうせい きぎょう やく しみん こえ とど せいさく い
- ②相談の中で課題となるものを解決に向けて提言する
そうだん なか かだい かいけつ む ていげん
- ③解決のためのプログラム開発
かいけつ かいはつ

きのう
(8) ネットワーク機能

- ①市民活動の促進、課題解決、地域活性化などのために、テーマに即し
しみんかつどう そくしん かだいかいけつ ちいきかつせいか そく
- たつながりをつくる
- ②多(他)セクターの協働の促進
た た きょうどう そくしん
- ③テーマを共有する海外の団体とのネットワークの形成
きょうゆう かいがい だんたい けいせい

きのう
(9) ホスピタリティ機能

- ①海外からの観光客や留学生、技術者等の受け入れ体制の整備
かいがい かんこうきゃく りゅうがくせい ぎじゅつしゃとう う い たいせい せいび
- ②受け入れのための市民意識の向上の取り組み
う い しみんいしき こうじょう とく
- ③ものづくり視察の受け入れ支援
しさとつ う い しえん

10. (仮称) 国際交流センターに必要な設備

センターの目的を達成し、その機能を果たすためには、次のような設備が必要といえる。

(1) 情報コーナー

情報機能で述べたような情報を収集し提供するために、PCなどの電子機器による情報提供のほか、印刷物の開架や展示を行う。

提供する情報は

- 1) 市民活動情報
- 2) 行政情報
- 3) 教育や福祉、就労などの生活関連情報
- 4) 地域の文化や歴史情報
- 5) 地元企業の活動情報
- 6) 世界情勢を含めた海外情報
- 7) 留学情報
- 8) 国際交流イベント情報等

(2) 世界の多文化にふれるコーナー

世界の多様な文化に実際にふれることができるよう、絵本や書籍、民族楽器、民族衣装、生活雑貨等を展示する。

子どもたちが手に取って体験できるような展示を行う。

(3) 相談ブース

多言語で相談に対応できるようスタッフが常駐する。

相談者の個人情報保護の観点からブースを設置する。

こうりゅう
(4) 交流カフェ

しみん きがる つど くふう せっち
市民が気軽に集える工夫として、カフェを設置する。

こうちや あつか かくさいきょうりよく
カフェではフェアトレードのコーヒーや紅茶を扱うなど、国際協力の視点で行う。

たよう きぼ かいぎしつ
(5) 多様な規模の会議室

にほんごきょうしつ こうざ つか しょうきぼかいぎしつ にんしゅうよう
日本語教室や講座などに使える小規模会議室（20人収容）、セミナー

つか ちゅうきぼかいぎしつ にんしゅうよう かいさい
などで使える中規模会議室（50人収容）、シンポジウムなどが開催でき

だいかいぎしつ にんしゅうよう しつ
る大会議室（200人収容）をあわせて10室。

だいかいぎしつ かくさいかいぎ かいさい どうじつうやくせつび そな
大会議室は国際会議が開催できるように、同時通訳設備を備える。

(6) シアター

おおがた えいぞうきき そな つ
スクリーンや大型テレビジョンなどの映像機器を備え付ける。

しみんむ せかい えいがじょうえい ぶんか きかい ていきょう かいがい
市民向けには世界の映画上映や文化にふれる機会を提供し、海外か

ほうもんしゃ ひがしおおさか さんぎょう ぶんか
らの訪問者には東大阪のものづくりなどの産業や文化をビジュアルに
ていきょう
提供する。

こくない せかい しあいちゅうけい
国内だけでなく、世界のラグビーの試合中継（パブリックビューイン
グ）もできるようにする。

かいだんじょう けいしき しゅうのう
階段状のシアター形式であるが、収納してフリースペースになるよ

たきのうけいしき のぞ
うな多機能形式が望ましい。

てんじしつ
(7) ギャラリー（展示室）

しみんかつどう とく しょうかい かくさいじょうほう さいがいじょうほう がいこくじん さくひんでんじ
市民活動の取り組み紹介や国際情報、災害情報、外国人の作品展示

おこな
などが行えるスペース。

じょうせつてんじ とくべつてんじ おこな
常設展示と特別展示が行えるようにする。

(8) サテライトスタジオ

コミュニティ放送、災害情報発信、イベント情報発信のためのスタ
ジオを整備。

館内にWi-Fi環境を整備することで、平常時はもとより災害時に
もリアルタイムでの多言語情報発信ツールとして活用できるようにす
る。

インターネット配信も可能とする。学生の体験学習・教育の場として
も活用する。

(9) 料理室

食文化の体験を通して異文化理解を図る場とする。
30～50人が調理できるキッチン設備。

(10) 市民活動支援室

OA作業室、インターネットコーナー、資料ストック用BOX、ミー
ティングルームを配置することで、事務所を構えない市民団体の活動を
支援する。

新たな活動をインキュベートする場にもなる。

(11) 子育て支援コーナー

子育て世代が参加しやすいよう、授乳室、子どもが自由に遊べるスペ
ースを配置。

多言語絵本の読み聞かせを行ったり、世界のおもちゃ等に自由にふ
れたり、自然に子どもの国際感覚が醸成されるような環境を整備する。

子育てセミナー等を開催し、孤独になりがちな外国人女性や子育て
世代の親の交流の場として活用する。

(12) ものづくり体験室

ひがしおおさかし たいけん ば こうぐ つか たいけん
東大阪市のものづくりが体験できる場として、工具などを使って体験
できる部屋とする。

がっこうきょういく しないがい しゃかいけんがく れんけい おお こ
学校教育や市内外からの社会見学とも連携し、多くの子どもたちの
たいけんがくしゅう しえん
体験学習を支援する。

じむしつ
(13) 事務室

かんりうんえい だんたい じむしょ
センターを管理運営する団体の事務所とする。

11. (仮称) 国際交流センターに求められる事業

センターの事業は、「センターに必要な設備」が整備されることにより、事業化されるものが多くあり、また、グローバル化が急速に進展する今日、国際交流事業は時代や社会の変化に対応しながら企画・実施していくものであることから、ここでは事業の基本として、次の3つを柱とすることを提起する。

- (1) 多分野・多業種（セクター）、並びに、多文化との出会いの場（拠点）づくり
- (2) 市民の国際理解の学習促進、市民主体の活動推進
- (3) 外国人住民の自立支援と社会参加の推進

市民活動が今日ほど活発でなかった時代においては、国際交流センターは市民活動の牽引役としての役割を果たしてきたが、現在においては、事業のすべてをセンターが自主事業として取り組むのではなく、市民レベルの活動と深く関わりながら、「市民の活動をつくっていく場として働く」ことに意義がある。それを社会に反映するために、行政や企業、大学等との連携を大切にすることである。

また、グローバル化時代においては、多様な文化を持つ人々を受容し、尊重する社会的包摂をはかっていくための取り組みも不可欠である。外国人支援にとどまらず、社会参加やコミュニティのエンパワメントなど多様な人々が共に生きる社会環境を整備することにも取り組んでもらいたい。

さらに、東大阪のまちの魅力を創造していく取り組みも必要であろう。まちの多様性と活力を創出するために、外国人住民や若者、女性の起業支援は時代のニーズに応えることにもなる。

センターの事業は、既存の国際交流センターの事業にとらわれることなく、
新しい時代にあつたまちづくりや生涯学習の要素を加味した事業を展開し
ていくことが求められる。

12. (仮称) 国際交流センターの運営について

センターの運営については、以下の3通りの方法が考えられる。

- (1) 行政が主体となり市職員などが従事する方法
- (2) 行政と市民活動団体・民間事業者の協働による方法
- (3) 行政が市民活動団体・民間事業者に委ねる方法

本懇話会としては、行政、企業・経済団体、市民等、多セクターが出資して、公益法人を新たに設立し、協働で運営する手法が、これからの市民社会の時代にあった運営方法として望ましいと考え、(2)を提案する。

(1)の方法は、行政の関係部局との連携が図りやすいなどの利点はあるが、人事異動などにより、職員が地域や市民と顔の見える信頼関係を築きにくいことや、国際交流や多文化共生分野の専門性の確保において課題がみられる。

一方、(3)の方法は、市民活動団体や民間事業者のノウハウ、資金・経営力等の活用で、質の高い公共サービスを提供できる可能性があるが、委託期間により事業の継続性や質の確保が左右される点や、市民参加のもと地域に寄り添ったサービスを追求する方向性の継承において課題がみられる。

以上の観点から、行政、企業・経済団体、市民からの出資を受け、東大阪市に現存する組織や人材を活かした新たな公益法人を設立することが、当事者参画を果たすとともに、地域に密着した東大阪独自のサービスが提供できると考える。

この方法であれば、既存団体がこれまで培ってきた経験や地域との関係性を継続しながら新たな事業展開を図り、役割を拡大していくことも可能となる。

さらに、多様な人材が参加することにより、事業に創造性や新規性を生むこと

きたい
も期待される。

ぎょうせい しゅつし い ぎ かん せつりつ じ ざいせいてき じんてき かんよ
行政が出資することの意義に関しては、設立時から財政的および人的に関与
すうねんかん じつむ にな ぎょうせいしよくいん しゅつこう ぎょうせい れんけい
(数年間は実務を担える行政職員の出向)することにより、行政との連携を
こうちく し せいさく うんえい はんえい かのう あら
構築するとともに、市の政策を運営に反映させることが可能になるほか、新た
こうえきほうじん うんえいぎょうむ にな さい せつめいせきにな は
な公益法人にセンター運營業務を担わせる際の説明責任を果たすことにもなる。
ぎょうせいちやくえい ひがしおおさかしくさいじょうほう にな きのう いこう
行政直営の「東大阪市国際情報プラザ」が担う機能をセンターに移行し、
しない こくさいこうりゅう こくさいきょうりよく たぶん かきょうせいぶんや いちげんか ほか
市内の国際交流・国際協力・多文化共生分野の一元化を図ることで、
ひがしおおさかし こくさいか そうごうてき すいしん かんが
東大阪市がめざすべき国際化を総合的に推進することができると考える。

じんざい じゅうよう い ほうじん こくさいこうりゅう
なにより、人材が重要なことは言うまでもない。法人として、国際交流や
たぶん かきょうせい せんもんせい そしき りよく ゆう じんざい しょくいん
多文化共生の専門性と組織マネジメント力を有する人材をプロパー職員と
こよう けいぞくせい あんていせい うんえいたいせい せいび じゅうよう
して雇用し、継続性と安定性のある運営体制を整備することが重要である。
せつりつ すうねんかん ぎょうせい じんてきはけん う だんかいてき ちゅうちょうきてき ぎょうせい
設立から数年間は行政から人的派遣を受けつつも、段階的、中長期的に行政
ふたん けいげん ほうじん たいりよく ひつよう
の負担を軽減し、法人としての体力をつけていくことが必要であろう。

げんざい こくさいこうりゅう たぶん かきょうせい ぶんや かつどう ひがしおおさかしくさいこうりゅう
また、現在、国際交流・多文化共生の分野で活動する東大阪市国際交流
きょうかい きぞんだんたい かんけいせい あら ほうじん れんけい うんえい
協会など既存団体との関係性についても、新たな法人と連携しながら運営をし
のぞ
ていくことが望ましい。

けねん していかんりしゃせいど どうにゅう ざいせいろんり かんてん しせつ
懸念されることは、指定管理者制度の導入やその財政論理の観点から施設
うんえい けんとう きょうきゅう と く
運営を検討されることである。サービスの供給だけでなく、取り組むべきこ
しゃかいてきせきにな と かんてん あたら してん けんとう
とへの社会的責任を問うという観点からも新しい視点で検討されることを
きたい
期待する。

さいご こくさいこうりゅう ひがしおおさかし みりよく そうぞう
最後に、国際交流センターは、東大阪市の魅力あるまちづくりを創造するた
じゅうらい がいねん ちいき しゃかいしげん かつよう た
めに、従来の概念にとらわれず、地域の社会資源を活用し、多セクターとの
きょうどう のぞ
協働をめざしていくことが望ましい。

13. おわりに

わたし こんわかい だい き いん いま じだい せつりつ こくさいこうりゅう
私たちが懇話会の第5期委員は、今という時代に設立される国際交流センタ
のぞ せっちもくてき やくわり せつび ちいきしゃかい
ーはどのような「かたち」が望ましいのか。設置目的や役割、設備、地域社会
しみんかつどう かか うんえいほうほう かんてん ぎろん かせ
や市民活動との関わり、運営方法など、さまざまな観点から議論を重ね、この
ていげんしょ
提言書をまとめた。

ねんだい ねんだい ぜんこくかくち こくさいこうりゅうきょうかい せつりつ こくさい
1980年代から90年代にかけて、全国各地に国際交流協会が設立され、国際
こうりゅうしせつ かいせつ ねんだいこうはん しみんかつどうしえん かいせつ
交流施設も開設された。1990年代後半からは市民活動支援センターが開設され
しせつ ひがしおおさかし いま じだい こくさいこうりゅう
た。そうした施設をもたなかった東大阪市が、今、この時代に国際交流センタ
かいせつ ほうしん も たか ひょうか いいん さんかく
ーを開設しようという方針を持たれたことを高く評価し、委員として参画でき
かくじん ゆう ちけん けいけん あま ていきょう
ることをよろこびとし、各人が有する知見や経験を余すことなく提供した。

ていげんしょ いけんしょ ぐたいさく
この提言書が意見書としてとどまるのではなく、センターの具体策として
ほんえい せつ のぞ
反映されることを切に望むものである。

だい き ひがしおおさかしがいこくせきじゅうみんしきくこんわかい いいんめいぼ
第5期 東大阪市外国籍住民施策懇話会 委員名簿

定数：12名

任期：2014年（平成26年）8月29日～2016年（平成28年）8月28日

	役 職	氏 名	所 属 等
1	副座長	ありた みちよ 有田 典代	国際文化交流協会 事務局長 特定非営利活動法人関西国際交流団体協議会 理事
2		いなだ しんいち 稲田 眞一	東大阪商工会議所 副会頭
3	座 長	お よん ほ 呉 龍 浩	在日本大韓民国民団 大阪本部 顧問 在日本大韓民国民団 布施支部 常任顧問
4		おけたに 桶谷 チャウ	外国語（ベトナム語）通訳員 （公益財団法人大阪国際交流財団、大阪府警察、大阪市教育委員会、大阪入国管理局等）
5		きむ くあん みん 金 光 敏	特定非営利活動法人 コリアNGOセンター 事務局長 大阪樟蔭女子大学 非常勤講師
6		きむ で す 金 大 守	（学校法人 大阪朝鮮学園）東大阪朝鮮初級学校 理事
7		ちよん き み 鄭 貴 美	特定非営利活動法人 うり・そだん 理事長
8		とき ひかる 時 光	特定非営利活動法人 多文化共生マネージャー全国協議会 事務局長
9		ながたに 永谷 セシリア ファウラン	外国語（英語、タガログ語）通訳員（大阪府警察等） 英会話講師
10		むらい よしの 村井 好野	特定非営利活動法人 東大阪日本語教室 代表理事
11		よしとみ しづよ 吉富 志津代	大阪大学グローバルコラボレーションセンター 特任准教授（2016年3月まで） 特定非営利活動法人 多言語センターFACIL 理事長
12		リリアン テルミ ハタノ	近畿大学総合社会学部 准教授

